

## 埼玉県新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等患者の入院医療を提供する医療機関において、新型インフルエンザ等発生時に、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくなることに対応するため、必要な病床及び医療資器材についてあらかじめ整備し医療体制を強化することを目的とする。

### (補助対象施設)

第2条 新型インフルエンザ等患者入院医療機関（新型コロナウイルス感染症対策のために行う事業においては、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関（新型コロナウイルス感染症重点医療機関、新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関のほか病床確保計画に基づき病床を確保する医療機関。以下「重点医療機関等」という。））（以下「事業実施者」という。）とする。

### (補助対象器材等)

第3条 この要綱により補助できる対象医療資器材等は、次に掲げるものとする。

#### (1) 施設

陰圧化や個室化等、院内感染防止に配慮した病床の整備。

#### (2) 設備

ア 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費

イ 人工呼吸器及び付帯する備品

ウ 個人防護具

エ 簡易陰圧装置

オ 簡易ベッド

カ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品

キ 簡易病室及び付帯する備品

※ 第3条(2)カ 体外式膜型人工肺及び付帯する製品の備品については、新型コロナウイルス感染症患者に対し使用する場合に限るものとする。

### (整備条件)

第4条 この要綱により整備する医療資器材等の整備条件は、次に掲げるものとする。

(1) 人工呼吸器、簡易陰圧装置及び簡易ベッドについては、新型インフルエンザ等発生までの間において、機能点検を行うなど、新型インフルエンザ等発生時に、患者に対し即時使用できるよう、事業実施者において適切に管理すること。

なお、機能を維持するため、平時から使用することを認めるものとするが、人工

呼吸器については、早期の抜管が見込まれる急性期の患者に限定し使用するよう努めること。

(2) 個人防護具については、品目ごとに別添の規格の参考例により整備すること。

また、整備後は、事業実施者において適切に管理すること。

(3) 事業実施者においては、整備した医療資器材等を使用できる体制を整えること。

(経費の負担)

第5条 事業実施者がこの要綱に基づき整備する機器等に係る費用については、県が別に定める交付要綱に基づき、整備状況を勘案の上、予算の範囲内で補助を行うものとする。

(報告)

第6条 事業実施者は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を知事に報告するものとする。

(その他)

第7条 重点医療機関等は、第5の補助を受け、施設整備を行った後、感染の流行状況に応じて県から重点医療機関等としての解除等を受けた場合であっても、その後再度県からの要請等に従い重点医療機関等となる意思がある場合においては、先の解除等をもって財産処分（転用）をしたものとはみなさないものとする。ただし、自ら辞退を申し出て解除を受けた場合や、県からの再度の要請等に応じない場合にはこの限りではない。

附 則

1 この要綱は、平成21年1月30日から適用とする。

2 平成20年度は、個人防護具のみを対象とする。

附 則

1 この要綱は、平成22年2月4日から適用とする。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から適用とする。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から適用とする。

## 別添

### 個人防護具に関する規格参考例

- マスク 感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格N95、又は不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。  
顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひもで首周りとは後頭部を押さえる構造であること。  
鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されていること。
- ゴーグル 防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製であること。  
次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清式による消毒で再利用が可能であること。  
眼鏡をかけた者でも装着が可能であること。密封式タイプであること。
- ガウン 耐水性のある不織布素材であること。  
長袖で体の全面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があること。  
業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留める締めひもを有すること。
- グローブ 水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材であること。  
手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有していること。
- キャップ 毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのものであること。  
マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないものであること。  
不織布素材であること。
- フェイスシールド 防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着が可能であること。